

労働安全衛生法・関係法令に基づく技能講習 小型移動式クレーン運転技能講習会

労働安全衛生法関係法令により、つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の小型移動式クレーンの業務には、小型移動式クレーン運転技能講習修了証又は、移動式クレーン運転士免許証を所持してないと従事することができません。
この講習では、学科2日間・実技1日 計3日間を受講し、規定の成績を得た者に技能講習修了証が交付されます。

会場

一般社団法人日本クレーン協会東海支部 半田教習センター
(半田市住吉町3-155)

受講資格

- 一般 特になし(但し、18才未満の者がクレーン作業を行うことは禁止されています)
- 免除 クレーン運転士や玉掛け技能講習、床上操作式クレーン運転技能講習の資格をお持ちの方(資格証の写しを提出)

定員

5名程度

受講料(消費税10%込)

公益社団法人愛知県技能士会連合会正会員(含む賛助会員)
日本クレーン協会東海支部会員

両者の会員 一般 29,000円 免除 27,000円

いずれかの会員 一般 30,000円 免除 28,000円

いずれも非会員 一般 31,000円 免除 29,000円

開催日(実技は開催日のいずれか1日)

回	開催日(受講者に案内します)	
1	学科	4月13日(木)、14日(金)
	実技	4月19日(水)・24日(月)・27日(木)・28日(金)
2	学科	5月(平日開講)
	実技	5月(学科終了後 平日開講)
3	学科	6月(平日開講予定)
	実技	6月(学科修了後 平日開講)

受講を希望される方は、当連合会までお問い合わせください。